

改正

平成24年3月16日規則第1号

平成27年5月1日規則第22号

平成27年12月28日規則第28号

平成29年3月31日規則第9号

平成30年11月1日規則第17号

令和2年1月31日規則第1号

令和6年6月4日規則第3号

枕崎市ふるさと応援寄附条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、枕崎市ふるさと応援寄附条例（平成20年枕崎市条例第23号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の規定に基づく寄附（以下「ふるさと応援寄附」という。）の受付及び基金の管理運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ等)

第2条 ふるさと応援寄附に係る寄附金（以下「寄附金」という。）の受入れは、随時行うものとする。

- 2 寄附金は、枕崎市ふるさと応援寄附申込書（様式第1号）により受けるものとする。ただし、他の方法により寄附金に係る寄附者の意向を確認することができる場合は、この限りでない。
- 3 市長は、寄附の申込みの目的又は收受した寄附金が公序良俗に反するものであると認めるときは、寄附金の受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による取扱いをしたときは、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄附金台帳の作成)

第3条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、条例第2条に掲げる事業ごとに枕崎市ふるさと応援寄附金台帳（様式第2号）を整備するものとする。ただし、寄附者の情報及び寄附金の収納等に関して電子情報処理組織を用いて運用するときは、当該電子情報処理組織の機能をもって寄附金台帳に代えることができる。

(事業の報告)

第4条 条例第11条の規定による公表は、市のホームページ及び広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成20年1月1日以後に寄附を受けた寄附金について適用する。

附 則 (平成24年3月16日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年5月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日規則第28号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規則第9号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年11月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、同日以後に寄附を受けた寄附金について適用する。

附 則 (令和2年1月31日規則第1号)

この規則は、令和2年2月1日から施行し、同日以後に寄附を受けた寄附金について適用する。

附 則 (令和6年6月4日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

枕崎市ふるさと応援寄附申込書

一金 _____ 円也

枕崎市ふるさと応援寄附条例に基づき、上記のとおり寄附したいので申し込みます。

年 月 日

枕崎市長 殿

〒

住所 _____
 氏名 _____
 連絡先 TEL _____
 メールアドレス _____

1 上記寄附金の使途の指定内訳

事業の種類	寄附金額
① 自然環境保全やまちなみ景観整備など生活環境の整備等に関する事業	円
② 快適で便利なコンパクトなまちづくりを目指した都市基盤の整備等に関する事業	円
③ 農林水産業をはじめとする地場産業や観光の振興等に関する事業	円
④ 出産・子育て支援をはじめとする福祉の増進や健康増進等に関する事業	円
⑤ 教育・文化・芸術・スポーツの振興等に関する事業	円
⑥ 市民や地域づくり団体との協働等による市民ぐるみのまちづくり等に関する事業	円
⑦ その他まちづくりに関する事業	円
⑧ 指定なし	円
合 計	円

※ 上記の中から事業を指定し、寄附金額をご記入ください。複数の事業を指定していただいても構いません。「⑧ 指定なし」については、市長が事業の指定を行わせていただきます。

2 希望する寄附方法（いずれかに○印をお願いします。）

<input type="checkbox"/>	① ゆうちょ銀行からの払込み（手数料無料の払込用紙をこちらから郵送します。）
<input type="checkbox"/>	② 銀行からの振込み（振込手数料がかかります。）
<input type="checkbox"/>	③ 現金書留払い（現金封筒代、特殊料金及び郵送料がかかります。）
<input type="checkbox"/>	④ 市役所に直接持参（企画調整課にお越しください。）

3 寄附に関する氏名等の公表について、お尋ねします。（いずれかに○をしてください。表示がない場合は、不可として取り扱わせていただきます。）

① 氏名の公表について（可・不可） ② 金額の公表について（可・不可）

4 ワンストップ特例申請について

「寄附金税額控除に係る申告特例（ワンストップ特例）」をご希望の方は、希望するにチェックを入れてください。対象となる方は、「①確定申告をする必要のない方 ②寄附をする自治体が5自治体以下の見込みの方」の2つの条件を満たす方となります。

- 希望する（本申込書と一緒に「ワンストップ申告特例申請書」をご提出ください。）
 希望しない

※ 個人情報の取扱い

寄附申込みに係る個人情報については、枕崎市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、案内状等の送付など、枕崎市ふるさと応援寄附に関する事務以外には使用しません。

